

学校法人函館大谷学園役員及び評議員の報酬等の支給の基準

（目的）

第1条 この基準は、学校法人函館大谷学園（以下「この法人」という。）寄附行為第59条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、理事又は評議員のうち職員を兼ねる者については給与規程及び再雇用規程に基づき支給されるものを含まない。
- (5) 費用とは、役員又は評議員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員に対する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の役員には報酬を支給する。ただし教職員を兼務し給与規程の適用を受ける者には支給しない。
- (2) 理事長及び監事を除く非常勤役員及び評議員に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は別表第2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 理事長及び常勤の役員に対する月額報酬の支給日は、原則として毎月21日とする。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 非常勤の監事に対する年額報酬は監事監査報告書提出時に支給する。

3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、別に定めるこの法人の旅費規

程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の現日数から勤務を要しない日を控除した日数を基礎として、日割り計算を行うものとする。

(端数の処理)

第8条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この基準は、令和2年4月1日から施行する。

1. この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬等）

役職名	常勤報酬額	職務報酬額 (上限額)	報酬合計額 (上限額)	賞与及び退任慰労金
理事長	月額 50,000 円	月額 450,000 円	月額 500,000 円	支給しない
専務理事 (業務執行理事)	月額 50,000 円	月額 300,000 円	月額 350,000 円	支給しない
常務理事	月額 50,000 円	月額 150,000 円	月額 200,000 円	支給しない
理事	月額 50,000 円		月額 50,000 円	支給しない
監事	月額 50,000 円	月額 150,000 円	月額 200,000 円	支給しない

※定年後の学長理事及び校長理事には職員給与として月額 350,000 円を支給する。

別表第2（非常勤役員の報酬等）

役職名	常勤報酬額	職務報酬額	報酬合計額	賞与及び退任慰労金
理事長		月額 100,000 円	月額 100,000 円	支給しない
理事		支給しない	支給しない	支給しない
監事		年額 100,000 円	年額 100,000 円	支給しない